

芝浦工業大学 奨学金

返還の手引き

2016年度

返 還 の お ぼ え

借用証書を提出する前に、返還内容の明細をこちらに記入してください。また、借用証書は必ず各自でコピーを取り、手元に保管してください。

奨学金名			
奨学生番号			
借用金額	円	円	円
返還期間	年	年	年
返還月	毎年 1 2 月	毎年 1 2 月	毎年 1 2 月
返還年賦額	円	円	円
最終年賦額	円	円	円
連帯保証人			
保証人			

奨学金を返還される皆さんへ

芝浦工業大学奨学金は、皆さんが経済的不安にとらわれず学業に専念し、充実した学生生活を送ることができるように貸与したものであるため、卒業（修了）後は奨学生であるあなた自身に返還義務が発生します。返還が滞ると連帯保証人や保証人に迷惑が及ぶとともに、あなた自身の社会的地位と信用を落とすことにもなります。また、返還金は後輩の奨学金の原資となります。返還が滞ると、後輩への貸与に支障をきたすこととなります。皆さんが奨学金の貸与を受けられたのも、諸先輩方が奨学金を滞りなく返還してくださったおかげですので、諸先輩方への感謝もこめて、計画的な返還をお願いします。

本誌「返還の手引き」は返還の際に必要な手続きが記載されています。全体を通してよく読み内容をよく理解し、返還が完了する日まで大切に保管し、各種手続きの際に参照、利用してください。

返還に関する問い合わせは経理課へお願いします。

学校法人 芝浦工業大学 財務部経理課

〒108-8548 東京都港区芝浦 3-9-14

TEL 03-6722-2920 fax 03-6722-2921

E-mail : zaimu@ow.shibaura-it.ac.jp

目 次

返還のおぼえ	1
奨学金を返還される皆さんへ	2
借用証書の記入にあたって	4
奨学金借用証書記入例	6
奨学金返還明細書記入例	7
奨学金借用証書の記入方法	8
奨学金返還明細書の記入方法	9
奨学金の返還方法	1 1
返還が困難になった時は（返還猶予の手続き）	1 2
後援会奨学金の合算返還について	1 3
奨学金の滞納	1 4
返還の免除	1 5
届出・願出様式について	1 6
変更届（改姓・新住所・勤務先の登録）	1 7
連帯保証人変更届	1 8
保証人変更届	1 9
奨学金返還猶予願	2 0
芝浦工業大学後援会奨学金合算返還願	2 1
返還の記録	2 2

借用証書の記入にあたって

芝浦工業大学奨学金の返還は、借用証書の提出により開始されます。下記の点に注意して、期限までに各キャンパス学生課または大学院・MOT事務課まで提出してください。

期限までに提出されない場合、**奨学金の貸与や卒業証書等の交付が保留される場合があります。**

- 奨学金返還の取り決めはすべて借用証書に基づきます。そのため誤りのないよう正確に記入をお願い致します。
- **黒のボールペン**で記入してください。
- 文字は読みやすく、数字は**算用数字**を使用してください。
- **修正液、消せるボールペン**は**絶対に**使用しないでください。
- 記入事項を訂正する際には、**訂正箇所に二重線を引き**その上に必ず、**署名押印に使用した印鑑**を押してください。


訂正例



- 金額を修正する場合は、二重線で修正し、「保証人の実印」「連帯保証人の実印」「本人印」の3名の印を押し、余白に修正後の金額を記入してください。

修正例) 2,300,000 円を修正し、2,400,000 円に書き直す場合

2,400,000



【個人情報保護について】

奨学金借用証書および各届け出用紙でお知らせいただいた個人情報は、奨学金返還請求業務のみに使用し、それ以外の目的では一切使用致しません。

奨学金返還明細書記入例

(9 ページ 奨学金返還明細書の記入方法 を参照し、記入してください。)

印刷されている項目に誤りがないか、確認してください。

奨 学 金 返 還 明 細 書 (記入例)

奨 学 生 番 号 AA13000		氏 名 エトウ ユタカ 江東 豊	1994年 5月 29日 生	
学部 ・ 大学院 工学部 学 部 研 究 科	学科・専攻・学籍番号 機械工学科 AA13000 番	借 用 終 了 事 由 2017年 3月 31日 満期		
借 用 金 額 2,400,000 円	返 還 金 額 2,400,000 円			
返還期間 10 年	返還請求年月 貸与終了年度の翌年度12月 (第2年目以降毎年同月に返還)	返還年賦額 240,000 円	最終年賦額 240,000 円	

卒業後の住所が未定の場合、連帯保証人住所や帰省先など必ず返還請求書の受け取りが可能な住所を記入してください。

借 用 明 細				
借 用 期 間	借 用 月 額	月 数	借 用 金 額	
(学内奨学金) 2013年4月 ~ 2017年3月	50,000円	48ヶ月	2,400,000円	

就職先が決定している人は記入してください。配属先が未定の場合は、総務部・人事部等の本社所在地を記入してください。

奨 学 金 返 還 請 求 書 送 付 先	郵便番号	967-0315	電話番号	0241-000-0000
	漢字住所	福島県南会津郡南会津町高杖原740 江東辰巳様方		
本人勤務先	フリガナ	フクシマケン ミナミアイツグン ミナミアイツマチ タカツエハラ740 エトウタツミサマカタ		
	名称	〇〇〇株式会社		
	〒135-0000	所在地 東京都江東区豊洲〇-〇〇-〇		
	E-mail:	koutou@shibaura-it.ac.jp		Tel 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
配属研究室の指導(担当)教員※		芝浦 一郎		

借用期間終了後、引き続き本学(大学院を含む)に在籍する場合は『学部(大学院)在学中』と鉛筆書きすること。また、未定の場合も『未定』と鉛筆書きすること。

※借用期間終了後、引き続き本学(大学院を含む)に在籍する時は「学部(大学院)在学中」と鉛筆書きすること

※借用期間終了後、引き続き本学(大学院を含む)に在籍する時は「学部(大学院)在学中」と鉛筆書きすること

奨学金借用証書の記入方法

1 収入印紙

借用証書は借用額に応じて**印紙税を納付する義務**が生じますので、奨学金の借用額に応じて**最寄りの郵便局**で印紙を購入し、借用証書に貼付してください。また、**記入例に従って本人、連帯保証人、保証人の各自で割印**してください。

貸与金額		収入印紙金額
10万円以下	→	200円
10万円超～50万円以下	→	400円
50万円超～100万円以下	→	1,000円
100万円超～500万円以下	→	2,000円

2 連帯保証人

奨学生本人と連帯して返還の責任を負う方です。

- 原則として、「父母」。父母がいない等の場合、あなたの兄弟姉妹・おじ・おば等、収入・資産があり、**返還能力のある方**にお願いしてください。
- 未成年者（就業者は除く）、高齢者（貸与終了月末日において満65歳以上の方）、また学生本人と同一生計の配偶者を連帯保証人には出来ません。**

3 保証人

保証人は本人および連帯保証人に連絡が取れない際（変更・異動届の未提出時）に本人・連帯保証人の現住所を確認させていただき、**本人・連帯保証人が長期に渡り返還が滞った際に、代わって奨学金の返還をしていただく方です。**

- 本人・連帯保証人と**別世帯**で、**独立生計**の方をお願いしてください。
- 高齢者（貸与終了月末日において満65歳以上の方）・未成年者・配偶者・学生など定収入のない方は避けてください。

※連帯保証人に実父（母）を立てた場合、同一世帯、同一生計の実母（父）を保証人に立てることはできません。

4 署名・押印

本人・連帯保証人・保証人が必ず**各々自筆で署名し、押印**してください。

同じ苗字の場合は、**それぞれ別の印鑑**を押してください。（シャチハタ等のスタンプ印は不可）

5 借用証書に添付する書類

- ①奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」（コピー不可・マイナンバー記載のないもの）
- ②連帯保証人の「印鑑証明書」（コピー不可）
- ③保証人の「印鑑証明書」（コピー不可）

奨学金返還明細書の記入方法

1 奨学生番号等

奨学生番号、氏名、生年月日、学部・大学院、学科・専攻・学籍番号、借用金額、借用終了事由を確認し、返還金額を記入してください。

2 返還期間

奨学金の返還は毎年一回です。下記の「奨学金返還年数表」を参照し、返還総額（貸与された奨学金の総額）に対応した返還年数以内での返還を計画してください。

奨学金返還年数表

返還総額(円)	返還年数
～ 100,000	1年以内
100,100 ～ 250,000	2年以内
250,100 ～ 300,000	3年以内
300,100 ～ 1,000,000	4年以内
1,000,100 ～ 1,500,000	6年以内
1,500,100 ～ 2,000,000	8年以内
2,000,100 ～ 2,500,000	10年以内
2,500,100 ～	12年以内

3 返還請求開始年月

返還請求開始年月は貸与終了年度の翌年度12月です。

例) 2016年9月貸与終了の場合、2017年12月返還開始

2017年3月貸与終了の場合、2017年12月返還開始

以降、毎年一回、12月に返還請求が行われます。

2013年4月入学、2017年3月卒業予定の場合
2017年12月返還開始(毎年12月の返還)

4 返還年賦額／最終年賦額

毎年返還する年賦額(一回分の返還額)は、返還総額を返還年数で割った金額とし、千円単位で割り切れない端数は最終年賦額に加算してください。

例 1. 後援会自活支援奨学金 300,000 円を借用した場合

「奨学金返還年数表」より返還年数 3 年、返還年賦額及び最終年賦額 100,000 円

例 2. 特別奨学金 1,382,000 円を借用した場合

「奨学金返還年数表」より返還年数 6 年

($1,382,000 \div 6 = 230,333.33 \dots$ より金額の端数を考慮して年賦額を決定)

返還年賦額 230,000 円 (返還 1 年目～5 年目まで)

最終年賦額 232,000 円

例 3. 4 年間で、学内奨学金 2,400,000 円を借用した場合

「奨学金返還年数表」より、返還年数は 10 年

返還年賦額及び最終年賦額 240,000 円

5 借用明細

貸与を受けた期間 (月単位)、金額の明細が記載されています。

休学・留年等による中断期間がある場合は 2 行にわたります。

6 奨学金返還請求書送付先

返還請求書を送る際の住所です。正確に記入してください。

郵便番号、都道府県名からの地名、番地、マンション・アパート名と部屋番号、電話番号、メールアドレス等を、省略せず記入してください。

実家等、**現住所以外を返還請求先に指定する場合は、世帯主名 (例：〇山×男様方)**を明記してください。

現住所が変わる際は、速やかに変更届を提出してください。

※メールによる変更連絡先：zaimu@ow.shibaura-it.ac.jp

返還期限を過ぎても現住所が不明の場合、連帯保証人もしくは保証人へ返還請求を行います。

7 本人勤務先

あなたの勤務 (予定) 先をできるだけ詳しく記入してください。**(配属先もしくは総務部・人事部等の本社機能所在地)**

現住所不明の際等にはそちらへ問い合わせをする場合があります。

勤務先・配属先未定の方は、決まり次第、巻末又はホームページからダウンロードし、「**変更届 (改姓・新住所・勤務先の登録)**」を提出してください。

借用証書提出の翌年度以降も在学予定および進学等により返還猶予を受ける方は卒業 (修了) 時に「**変更届 (改姓・新住所・勤務先の登録)**」を必ず提出してください。

8 配属研究室の指導 (担当) 教員

あなたの卒論 (修論) 指導担当教員名を記載してください。

奨学金の返還方法

毎年11月下旬に奨学金返還の請求書と払込取扱票を送付します。この時期に用紙が届かない場合や、紛失した際には**経理課**までご連絡ください。

○ 払込の方法

1. ゆうちょ銀行（郵便局）

払込取扱票を使用してゆうちょ銀行（郵便局）窓口で払込を行うことができます。

2. コンビニエンスストア

奨学金返還額が30万円以内の場合、コンビニエンスストアで払込を行うことができます。取り扱い可能なコンビニエンスストアを払込取扱票裏面に記載しております。

3. ペイジー(Pay-easy)

みずほ銀行、ゆうちょ銀行など、ペイジー(Pay-easy)に対応した金融機関のATM・ネットバンキングを利用した払込が可能です。

○ **払込手数料は払込者本人の負担**です。

○ 計画した年賦額以上の返還や残額一括返還などの繰上返還を希望される場合は、払込取扱票と同封発送される連絡用はがきを使用して、返還金額を経理課にお知らせください。繰上返還用払込取扱票を翌月に発送致します。

○ 払込取扱票を使用した際の受領証やATM利用明細などは返還の記録として大切に保存してください。翌年度の請求書には前年度までの返還履歴・返還残額等明細が記載されますので、その際に返還済金額、日付をご確認ください。

○ 返還最終年の返還完了時には本人と連帯保証人宛の返還完了通知を発行します。

○ 奨学金を2件以上借りている方は、一つの奨学生番号（借用証書）に対して一枚の払込取扱票が発行され、払込手数料も個別に発生します。

※ 奨学金返還請求書発送先の住所変更の際には必ず経理課にご連絡ください。

返還が困難になった時は（返還猶予の手続き）

奨学金の返還が進学、退職等の奨学生本人の都合により困難になった際は、毎年9月末までに経理課まで**奨学金返還猶予願（20 ページ）**を提出してください。提出していただいた返還猶予願をもとに学内で返還猶予の審査をいたします。返還猶予承認は**本学理事長の決裁事項で、重大な手続き**です。期日までに猶予願が提出されない場合は、当該年度の返還猶予は認められず、返還請求を継続する他、連帯保証人、保証人にも請求します。

返還猶予願には**困難事由を公的に証明する書類**を添付してください。

証明書発行元等で分からないことがありましたら経理課までご連絡ください。

返還猶予届出事由及び添付証明書等一覧

届出の事由	証明書	証明書発行者	猶予期間
本学大学院進学及び留年、辞退等により満期後も本学に在学中の場合	なし		在学期間中 (半期卒業・秋季入学者は在学年度末まで)
他大学大学院、専門・各種学校等への進学 (学業専念のため就業していない場合) ※1	在学証明書	在学学校長	その事由が続く期間中一年毎に届出が必要
	所得証明書 扶養控除証明書等	市区町村長	
傷病	診断書等	医師	
災害	罹災証明書等	市区町村長 警察・消防署長	
生活保護等受給者	生活保護受給証明書等	民生委員 福祉事務所長	
転職・退職	雇用保険受給資格者証等	職業安定所長	
	離職者証明書等 所得証明書	市区町村長	

※1 本学以外の学校等に進学した場合、在学のみでは返還困難であるとの判定ができません。「学業専念のため就業していない」ことが確認できる証明書を合わせて提出してください。

学内審査において返還猶予が決定されるため、期日までに書類を提出しても返還猶予が認められない場合があります。その際は、返還請求を継続いたします。

後援会奨学金の合算返還について

後援会奨学金(奨学生番号がコから始まるもの、自活支援奨学金・国外研修奨学金・国外留学支援奨学金・語学研修支援奨学金・課外活動支援奨学金の計5種類)については複数の奨学金を1件にまとめて返還することができます。請求書が1枚になるため、返還の際の払込手数料が半額程度になることもあります。

合算返還を希望する方は、奨学生本人と連帯保証人が連名押印した**後援会奨学金合算返還願(21ページ)**を卒業までに提出してください。合算返還願に基づき、毎年1回の請求をさせていただきます。

【注意事項】

1. **卒業・修了時(最終年次の借用証書提出時)に申請してください。**返還開始後の合算請求は原則できませんが、状況によっては可能な場合もあるため、希望される場合はご相談ください。
2. **他の学内奨学金(奨学生番号がコ以外で始まるもの)との合算はできません。**
合算後の奨学生番号は、**最も小さい数字の奨学生番号**になります。
例) コ01803とコ02097→コ01803が今後の奨学生番号

【合算前返還方法】欄の記入について

奨学金返還明細書に記載されているものを奨学生番号ごとに記入

【合算後の返還方法】欄の記入について

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ① 返還総額 | 【合算前返還方法】欄に記載された借用金額の合計 |
| ② 返還期間 | 9ページ「奨学金返還年数表」参照 |
| ③ 返還年賦額 | 借用金額を返還期間(年数)で割った金額(千円単位) |
| ④ 最終年賦額 | ③に端数が生じた場合、返還年賦額に加算して最終年賦額とする |
| ⑤ 返還開始年月 | 返還開始する年月(貸与終了年度の翌年度12月) |

奨学金の滞納

返還は**奨学生であるあなた自身が責任を持って行わなければなりません**。奨学金を受けた事情がいかなる場合でも、奨学生本人の債務となります。

あなたが奨学金を期限までに返還しない際には、連帯保証人へ請求することになり、連帯保証人からの返還がない場合には、保証人へ請求を行います。

長期滞納が続きますと、次のような民事訴訟法に基づく法的措置をとることになります。

1. 支払督促予告

長期にわたり滞納し、督促しても返還しない場合は本学の顧問弁護士名で履行期限を指定した**支払督促の予告**をします。

2. 支払督促申立

支払督促予告の指定期限を過ぎてもなお返還しない場合は、**裁判所に支払督促の申立**をします。

3. 仮執行宣言付支払督促申立

支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、**裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立**をします。

4. 強制執行

仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、**強制執行**の手続きを取ります。

※ **支払督促以降の手続きにかかった費用は、返還者の負担になります。**

このような事態にならないように計画的な返還をお願い致します。

返還の免除

芝浦工業大学奨学金の奨学生または奨学生であった者が**死亡、または心身の障害（奨学生として採用された時の状況を除く。但し、その状態が著しく悪化した時はその状態）により精神または身体の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失し、その奨学金の返還未済額の全部、または一部について返還不能となった時**は、連帯保証人または保証人（本人死亡の場合は法定相続人を含む）に返還していただきます。連帯保証人等関係者にも返還できない事情がある場合は、返還免除願とそれを証明する書類を提出の上、学内審査を経てその全部または一部の返還を免除することがあります。万一、このような状況になった場合は早急に経理課までご連絡ください。事実発生から早急に届け出がない場合、免除を認めない場合があります。

届出・願出様式について

奨学金返還明細書、奨学金借用証書に記入した事項に変更が生じた場合や、返還猶予を願出する場合は、次ページ以降の様式を複写または本学ホームページよりダウンロードして、各項目を記入の上、経理課に提出してください。

○奨学生本人・連帯保証人・保証人のいずれかの改姓や住所・電話番号・勤務先の変更があった場合（郵送のほか、FAX、E-mail、電話連絡でも受付ます。）

.....17 ページ 変更届（改姓・新住所・勤務先の登録）

○連帯保証人・保証人が死亡等で変更が必要な場合（郵送）

.....18 ページ 連帯保証人変更届

.....19 ページ 保証人変更届

○奨学金返還猶予の願出（12 ページ 「返還が困難になった時は」を参照）（郵送）

.....20 ページ 奨学金返還猶予願

なお 21 ページ「芝浦工業大学後援会奨学金合算返還願」は卒業・修了後の申請は原則としてできません。（13 ページ「後援会奨学金の合算返還について」参照）

○その他の芝浦工業大学奨学金返還についての問い合わせは、経理課にご連絡ください。

学校法人 芝浦工業大学 財務部経理課

〒108-8548 東京都港区芝浦 3-9-14

TEL 03-6722-2920 fax 03-6722-2921

E-mail : zaimu@ow.shibaura-it.ac.jp

このページを切り取らず、複写して記入・提出してください。

変更届 (改姓・新住所・勤務先の登録)

年 月 日

学校法人 芝浦工業大学理事長 殿

奨学生番号

フリガナ

氏 名 (改姓届のときは旧姓を記入)

下記の通り変更しましたので、お届け致します。

本人・連帯保証人・保証人 (変更届の対象者を○で囲む)

変更年月日 年 月 日

フリガナ

新氏名 (改姓届のときに記入)

新住所 〒

.....
電話番号

携帯電話

E-mail

勤務先

(会社名)

(所属部署)

(住 所) 〒

.....
(電話番号)

※ご記入いただいた情報は奨学金返還業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、金融機関および業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

このページを切り取らず、複写して記入・提出してください。

連帯保証人変更届

年 月 日

学校法人 芝浦工業大学理事長 殿

奨学生番号

フリガナ

氏 名

下記の通り、連帯保証人を変更しますのでお届け致します。

新連帯保証人（新連帯保証人の自署、押印）※印鑑証明書の添付が必要です。

フリガナ

氏 名 実印

生年月日 年 月 日

本人との続柄

住 所 〒

電話番号

携帯電話

旧連帯保証人氏名

変更理由

※ご記入いただいた情報は奨学金返還業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、金融機関および業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

このページを切り取らず、複写して記入・提出してください。

保証人変更届

年 月 日

学校法人 芝浦工業大学理事長 殿

奨学生番号

フリガナ

氏 名

下記の通り、保証人を変更しますのでお届け致します。

新保証人（新保証人の自署、押印）※印鑑証明書の添付が必要です。

フリガナ

氏 名 実印

生年月日 年 月 日

本人との続柄

住 所 〒

電話番号

携帯電話

旧保証人氏名

変更理由

※ご記入いただいた情報は奨学金返還業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、金融機関および業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

このページを切り取らず、複写して記入・提出してください。

奨学金返還猶予願

年 月 日

学校法人 芝浦工業大学理事長 殿

奨学生番号

本人氏名 印

現住所 〒

携帯電話

連帯保証人氏名 印

現住所 〒

電話番号

下記の通り返還を猶予していただきたいのでお願い致します。

1. 返還猶予願期間

○本学大学院進学および学部・大学院在学中の方（在学期間中の猶予を認めます）

.....年 月 日～.....年 月 日まで

○上記以外の事由の方（猶予期間は1年毎）※下記「2.」～「4.」を必ず記入してください

.....年 月 日～翌年3月31日まで

2. 事由

3. 添付書類

4. 今後の返還計画（できるだけ具体的にご記入ください）

.....

※ご記入いただいた情報は奨学金返還業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、金融機関および業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

このページを切り取らず、複写して記入・提出してください。

芝浦工業大学後援会奨学金合算返還願

年 月 日

学校法人 芝浦工業大学理事長 殿

氏名 _____ 印 生年月日 年 月 日生
住所 〒 _____ 携帯電話番号 _____

連帯保証人氏名 _____ 印 生年月日 年 月 日生
住所 〒 _____ 本人との続柄 _____
電話番号 _____

下記の通り合算返還を連帯保証人及び保証人と連署してお願い致します。

合算前返還方法	奨学生番号				
	借入金額	円	円	円	円
	返還期間	年間	年間	年間	年間
	返還年賦額	円	円	円	円
	最終年賦額	円	円	円	円
	返還開始年月	年 月	年 月	年 月	年 月

合算後の返還方法	返還総額					円
	返還期間					年間
	返還年賦額	円		最終年賦額	円	
	返還開始年月					年 12 月

返 還 の 記 録

本学からは奨学金返還に対する領収書は発行しません。(返還完了後に奨学生
本人と連帯保証人に返還完了通知を送付致します)

払込受領証やA T M利用明細等が証拠書類となりますので、この欄に貼付し
て大切に保存してください。

第12回	第11回
第10回	第9回
第8回	第7回
第6回	第5回
第4回	第3回
第2回	第1回

